



# 令和8年度 長野市被災地区移住補助金のご案内

令和8年4月

令和元年東日本台風災害により被災した長沼地区及び豊野地区以外から当該2地区の公費解体・自費解体後の空き地(宅地)へ住宅を建設し、転居・転入した方に予算の範囲内で補助します。

1件 100万円



長野市ホームページ

## 主な支給要件

### 移住先に関すること

- <住宅を建設する土地> 令和元年東日本台風災害により公費解体又は自費解体を行い、住宅を再建せずに空き地となっている宅地であること ※被災前からの空き地は対象外
- <住宅の建設> 令和8年4月1日以降に当該土地に住宅を建築する契約を締結していること、又は、令和8年4月1日以降に当該土地に建設する建売住宅を購入する契約を締結していること  
※転居・転入する前に手続きが必要です
- <居住時期・期間> 令和8年度中に転居・転入し、5年以上継続して居住する意思があること。  
※転居・転入が令和9年度の場合は、予算の繰越が認められた場合に対象となります  
※5年以内に転居・転出した場合、補助金を返還していただく場合があります

### 移住元に関すること

- <市内となる場合> 住宅の建築の契約を締結した日の1年3月前に当たる日から住宅契約日の前日までの期間において、連続して1年以上被災地区外に在住していた者(市外の者を除く)
- <市外となる場合> 住宅の建築の契約を締結した日の1年3月前に当たる日から住宅契約日の前日までの期間において、連続して1年以上市外に在住していた者

### その他

- 被災者生活再建支援金の加算支援金(被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第3条第2項1号(住宅の建設・購入)及び2号(補修)の支援金)を支給されていないこと  
※3号(賃借)の支援金を支給されている場合は差額の補助
- 暴力団等の反社会的勢力でないことまたは反社会的勢力と関係を有する者でないこと
- その他、移住支援金の対象として適当でないことと認められた者ではないこと

裏面に続く

### 【補助金の交付の可否等】

予算の範囲内での交付となるため、申請状況によっては交付できない場合があります。(先着順)

### 【土地の確認について】

土地の取得等の前に、当該土地が要件(公費解体又は自費解体を実施した土地)を満たす土地であるかについて秘書課復興対策室(☎224-9728)に事前にお問い合わせください。

### 【申請等手続きの大まかな流れ】

#### ①申請書の提出(申請者)

土地の取得(定期借地権等も可)及び住宅建築(購入)の契約締結後、住宅が完成して転居・転入する前に提出してください。

※申請期限は令和8年度末(受付時間は平日の8時30分から17時15分まで)

—————[交付決定\(長野市\)](#)—————

#### ②実績報告書の提出(申請者)

移住をした日(登記等も完了)から30日以内又は令和8年度末のいずれか早い日までに提出してください。

※繰越が認められた場合は別途お知らせします

—————[交付額確定\(長野市\)](#)—————

#### ③請求書の提出(申請者)

交付額確定後、速やかに提出してください。

—————[補助金の交付\(長野市\)](#)—————

#### ④転居があった場合の報告(申請者)

5年以内に転居・転出となった場合はご連絡ください。

### 【災害に備えましょう】

対象の空き地は令和元年東日本台風で浸水し(半壊以上)、公費解体・自費解体を実施した場所であり、浸水想定区域であるため、日頃から災害に備えておきましょう。

<長野市ホームページ>



ハザードマップ・防災マップ



わが家の避難行動確認シート



マイ・タイムライン

【お問い合わせ】 長野市企画政策部秘書課復興対策室

☎026-224-9728 Email:fukko@city.nagano.lg.jp

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市